

国の債権に係る情報の公表

国土交通省（自動車安全特別会計自動車事故対策勘定）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

	令和元年度 (単位:百万円)							令和2年度 (単位:百万円)							令和3年度 (単位:百万円)									
	管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額									
			前年度以前 発生未消滅 債権分	本年度発生分	うち 不納欠損額	本年度発生分			前年度以前 発生未消滅 債権分	本年度発生分	うち 不納欠損額	本年度発生分			前年度以前 発生未消滅 債権分	本年度発生分	うち 不納欠損額	本年度発生分						
	前年度以前 発生未消滅 債権分	本年度発生分					うち 不納欠損額	本年度発生分					前年度以前 発生未消滅 債権分	本年度発生分					うち 不納欠損額	本年度発生分	前年度以前 発生未消滅 債権分	本年度発生分	うち 不納欠損額	本年度発生分
合 計	5,285	4,788	497	849	727	-	122	-	4,940	4,435	504	964	851	-	112	-	4,389	3,975	413	695	585	-	109	-
備 考	【前年度以前発生分】 独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権 4,788 【本年度発生分】 独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権 375 返納金債権 122		【前年度以前発生分】 独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権 727 【本年度発生分】 返納金債権 122 延滞金債権 0				【前年度以前発生分】 独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権 4,435 【本年度発生分】 独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権 392		【前年度以前発生分】 独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権 851 【本年度発生分】 返納金債権 112				【前年度以前発生分】 独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権 3,975 【本年度発生分】 独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権 304				【前年度以前発生分】 独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権 585 【本年度発生分】 返納金債権 109							

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

	令和元年度末現在額（単位：百万円）									令和2年度末現在額（単位：百万円）									令和3年度末現在額（単位：百万円）								
	一般分（徴収停止分を除く。）			徴収停止分			一般分（徴収停止分を除く。）			徴収停止分			一般分（徴収停止分を除く。）			徴収停止分			一般分（徴収停止分を除く。）			徴収停止分			一般分（徴収停止分を除く。）		
	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計
	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額
債権の種類 (款) 償還金収入 (項) 償還金収入 (目) 独立行政法人自動車事故対策機構貸付金債権																											
合 計	4,435	-	375	-	4,060	-	4,435	-	-	3,975	-	392	-	3,583	-	3,975	-	-	3,694	-	304	-	3,390	-	3,694	-	-

※1. 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
2. 「特別会計に関する法律」附則第六十七条第一項第八号の規定により設置された自動車損害賠償保障事業特別会計が廃止されたことに伴い、同法附則第二百二十八条第八項の規定により自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十九年度末における権利義務は、本特別会計の本勘定に帰属した。